

## 朝日町予定価格の事後公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、朝日町が発注する建設工事の請負契約を締結しようとする場合における入札執行後の予定価格の公表（以下「事後公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後公表の対象)

第2条 事後公表の対象となる工事は、朝日町が発注する競争入札による建設工事とする。ただし、事後公表に適さないと町長が認めるものは、この限りでない。

(事後公表の周知)

第3条 事後公表の対象となる工事については、入札公告に事後公表である旨を記載し、周知するものとする。

(事後公表の方法)

第4条 事後公表は、落札者の決定後速やかに行うこととし、朝日町ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。